

# ハローワーク通信

令和5年4月発行

## 今月号の内容

- ▶ 高卒求人の受付開始について
- ▶ 障害者の法定雇用率引上げについて
- ▶ 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内
- ▶ 雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に
- ▶ 令和5年度雇用保険料率のご案内

柏崎公共職業安定所

〒945-8501

柏崎市田中26番23号

TEL (0257) 23-2140

FAX (0257) 22-9932

<http://www.worknavi.niigata-roudoukyoku.go.jp/kashiwazaki/>

高卒求人は6月1日から受付を開始します  
— 若い力を伸ばして企業力UPを！ —

6月1日から、来春卒業予定の高校生を対象とした  
求人申込みの受付が始まります。



次代を担う若い人材を確保するため、  
早期の求人提出をお願いします。

## 人材確保のポイント

当所では、6月16日までの求人受理分を「求人情報（第1報）」、6月19日～7月7日までの求人受理分を「求人情報（第2報）」としてまとめ、管内の就職希望の高校生に配付する予定です。例年、高校生はこの「求人情報」に掲載されている求人内容を確認し、応募前職場見学等を経て、応募先企業を決定しています。

ほとんどの高校生が8月中旬には応募先を決定しますので、  
**早期に求人申込みをしていただくことが重要**です。

また、7月1日からは求人企業による学校訪問が解禁になります。その際に、職場情報や求人内容をアピールすることも有効です。

次代を担う人材確保のため、高卒求人のお申込みをお待ちしております。



# 障害者の法定雇用率引上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げについてお知らせいたします。

## Point ①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)**

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	<u>37.5人以上</u>

▶ **障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。**

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

## Point ②

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**

▶ **精神障害者の算定特例の延長 (令和5年4月以降)**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定 (令和6年4月以降)**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

労働者の知識・技能の向上にご活用ください

### 「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。

### 人への投資促進コース 訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります

eラーニングや通信制による訓練等も、助成対象です。

#### デジタル/成長分野

#### 高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

#### IT分野未経験

#### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

OFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定※を受たIT分野未経験者に対する訓練 ※厚生労働大臣の認定制度は、都道府県労働局にお問い合わせください。

#### サブスクリプション

#### 定額制訓練

多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練

#### 自発的能力開発

#### 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

#### 教育訓練休暇

#### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

リーフレット二次元コード



# 雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

## ステップ 1

2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

## ステップ 2

2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

### 雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- |   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <b>① 再就職支援関係の助成金</b><br>・労働移動支援助成金      | <b>② 転職・再就職拡大支援関係の助成金</b><br>・中途採用等支援助成金                   | <b>③ 雇入れ関係の助成金</b><br>・トライアル雇用助成金<br>(一般トライアルコースは4月から)<br>・地域雇用開発助成金 | <b>④ 雇用環境の整備関係等の助成金</b><br>・人材確保等支援助成金<br>・通年雇用助成金<br>・キャリアアップ助成金<br>(正社員化コースは4月から) |
| <b>⑤ 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金</b><br>・両立支援等助成金 | <b>⑥ 人材開発関係の助成金</b><br>・人材開発支援助成金<br>(事業展開等リスティング支援コースを除く) |  |   |

社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。紙の申請と他の電子申請<sup>※</sup>も引き続きご利用いただけます。  
※ 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム、e-Gov 電子申請。

## 電子申請の3つのポイント

POINT  
1

### 利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT  
2

### 負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

POINT  
3

### いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。  
※メンテナンス時間を除きます

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

## 電子申請には「G Biz ID」の申請・取得が必要です

**G Biz ID とは?** 1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

雇用関係助成金の申請期限に間に合うようG Biz IDの申請・取得をお願いします。  
(雇用関係助成金の電子申請を社会保険労務士や代理人に依頼する場合もG Biz IDの取得が必要です。)

G Biz IDの詳細・取得はコチラ (QRコードからアクセス可能) → <https://gbiz-id.go.jp/top/>



**注意!** gBizID エントリーでは、雇用関係助成金ポータルをご利用できません。

# 令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
  - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

## < 令和5年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

